## 4. 点検計画の見直し、個別施設計画について

## ■点検計画の見直し

・平成30年度までの点検計画の見直し。この際、平成26年度の積み残しは平成27年度に実施するとともに、従前より平成27年度に予定していた分は予定通りに実施することを基本。

## ■個別施設計画

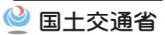
### 【作成方針】

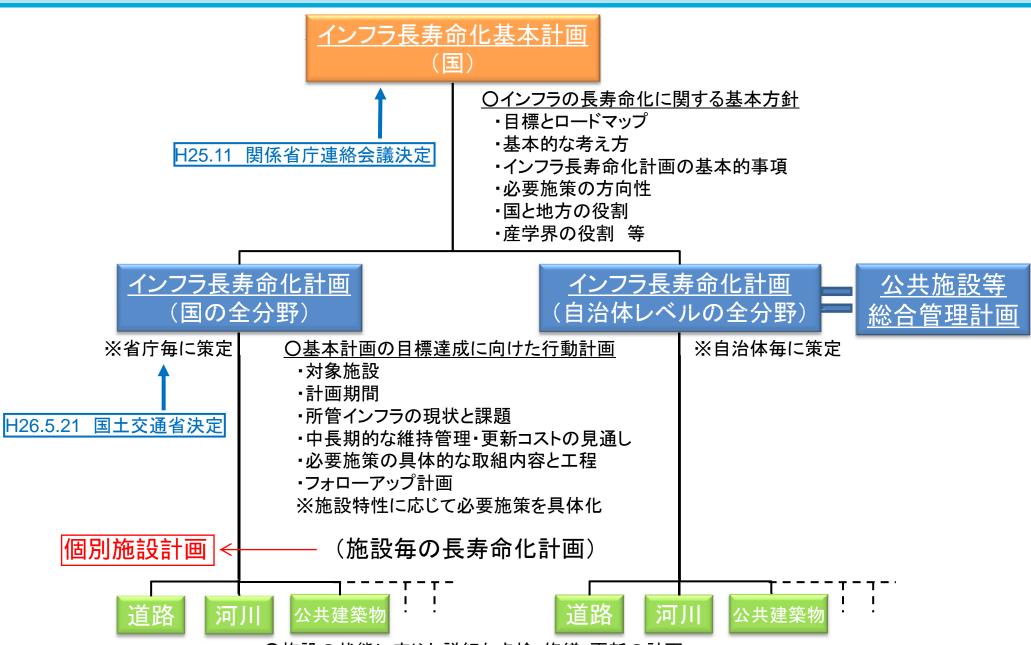
- ・第三者被害の予防並びに路線重要性の観点から緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋、緊急輸送道路を構成する橋梁については、最優先で点検を進めていることを踏まえ、個別施設計画にも反映することとします。
- 判定区分Ⅲの施設については、次回点検までに修繕を実施することが基本。

## (参考) 岐阜県 平成26年度管理者別(判定区分Ⅲ)診断結果数

|        | 橋梁  | トンネル | 道路附属物等 |
|--------|-----|------|--------|
| 国土交通省  | 47  | 2    | 0      |
| 高速道路会社 | 10  | 0    | 4      |
| 県      | 90  | 3    | 6      |
| 市町村    | 191 | 4    | 12     |
| 合計     | 338 | 9    | 22     |

# インフラ長寿命化に向けた計画の体系(イメージ)





○施設の状態に応じた詳細な点検・修繕・更新の計画

出典:国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)説明資料 http://www.mlit.go.jp/common/001059871.pdf

## インフラ長寿命化基本計画等の体系(イメージ)



国十交通省

H25.11 政府(関係省庁連絡会議)決定

### インフラ長寿命化基本計画

策定主体 : 国 対象施設 : 全てのインフラ

#### 1. 目指すべき姿

- ▶ 安全で強靭なインフラシステムの構築
- ≫ 総合的・一体的なインフラマネジメントの実現
- ▶ メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

#### 2. 基本的な考え方

- ▶ インフラ機能の確実かつ効率的な確保
- > メンテナンス産業の育成
- ▶ 多様な施策・主体との連携

#### 3. 計画の策定内容

#### <u>〇インフラ長寿命化計画(行動計画)</u>

計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針

対象施設の現状と課題/維持管理・更新コストの見通し/ 必要施策に係る取組の方向性等

#### 〇個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)

▶ 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画

対策の優先順位の考え方/個別施設の状態等/ 対策内容と時期/対策費用等

#### 4. 必要施策の方向性

| 点検・診断      | 定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握等                                 |
|------------|----------------------------------------------------------|
| 修繕•更新      | 優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・<br>更新の実施 等                          |
| 基準類の整備     | 施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、<br>新たな知見の反映 等                       |
| 情報基盤の整備と活用 | 電子化された維持管理情報の収集·蓄積、<br>予防的な対策等への利活用 等                    |
| 新技術の開発・導入  | ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、<br>新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用<br>等 |
| 予算管理       | 新技術の活用やインフラ機能の適正化による<br>維持管理・更新コストの縮減、平準化 等              |
|            | [国]資格・研修制度の充実                                            |

法令等の整備

体制の構築

▶ 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示

基準類の体系的な整備 等

[地方]維持管理部門への人員の適正配置

[民間企業]入札契約制度の改善等

▶ 計画のフォローアップの実施

安全性や経済性等の観点から必要性 が認められる施設

H26.5.21 国土交通省決定

#### 行動計画

策定主体: 各インフラを管理・所管する者 対象施設: 安全性等を鑑み、策定主体が設定

#### 1. 対象施設

➢ 自らが管理・所管する施設のうち、安全性、経済性や重要性の観点から、計画的な取組を実施する必要性が認められる施設を策定者が設定

#### 2. 計画期間

- ▶ 「4. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し」を踏まえつつ、 「5. 必要施策の取組の方向性」で明確化する事項の実施に要する 期間を考慮して設定
- 取組の進捗状況、情報や知見の蓄積状況等を踏まえ、計画を更新し 取組を継続・発展

#### 3. 対象施設の現状と課題

維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえ、課題を整理

#### 4. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し

▶ 把握可能な情報に基づき、中長期的なコストの見通しを明示

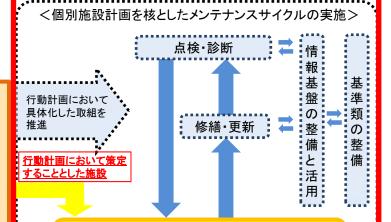
#### 5. 必要施策に係る取組の方向性

対象施設の現状と課題、中長期的な維持管理・更新等のコスト 見直し等に照らし、必要性が高いと判断される事項について取 組の方向性を具体化

|   | 点検·診断      | 例)      | 点検未実施の施設を解消           |
|---|------------|---------|-----------------------|
|   | 修繕•更新      | 例)      | 緊急修繕を完了               |
| Ĭ | 基準類の整備     | 例)      | 点検マニュアルを見直し           |
|   | 情報基盤の整備と活用 | 例)      | プラットフォームを構築・運用        |
| Á | 個別施設計画の策定  | 例)      | 対象とした全ての施設で計画を策定      |
|   | 新技術の開発・導入  | 例)<br>グ | 重要な施設の全てでセンサーによるモニタリン |
|   | 予算管理       | 例)      | 個別施設計画に基づき計画的に配分      |
|   | 体制の構築      | 例)      | 維持管理担当の技術職員を配置        |
|   | 法令等の整備     | 例)      | 維持管理に係る基準を法令で明示       |
|   |            | _       |                       |

#### 6. フォローアップ計画

> 行動計画を継続し、発展させるための取組を明記



### 個別施設計画

策定主体 : 各インフラの管理者 対象施設 : 行動計画で策定主体が設定

#### 1. 対象施設

行動計画で個別施設計画を策定することとした施設を対象

#### 2. 計画期間

- ▶ 定期点検サイクル等を踏まえて設定
- 点検結果等を踏まえ、適宜、更新するとともに、知見やノウハウの蓄積を 進め、計画期間の長期化を図り、中長期的なコストの見通しの精度を向上

#### 3. 対策の優先順位の考え方

各施設の状態の他、果たしている役割や機能、利用状況等を踏まえ、 対策の優先順位の考え方を明確化

#### 4. 個別施設の状態等

▶ 点検・診断によって得られた各施設の状態について、施設毎に整理

#### 5. 対策内容と実施時期

各施設の状態等を踏まえ、次期点検・診断や修繕・更新等の対策の内容と 時期を明確化

#### 6. 対策費用

計画期間内に要する対策費用の概算を整理

<メンテナンスサイクルを支える体制・制度等の充実>

新技術の開発・導入

体制の構築

予算管理

法令等の整備

出典:社会資本の老朽化対策会議(H26.5)

# 交付要綱附属第2編 交付対象事業の要件 p.357

- 3. 改築(老朽化対策を主たる目的として行う更新事業に限る。)及び修繕に関する事業については、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
- ① 地方公共団体において「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定していること。 ただし、平成29 年度以降の措置とする。
- ② 橋梁、トンネル及び大型の構造物(横断歩道橋、門型標識、シェッド等)に係る事業にあっては、道路法施行規則第4条の5の2の規定に基づく、<u>近接目視による定期点検・診断等を実施し、その診断結果が公表されている施設</u>であって、「長寿命化修繕計画(個別施設計画)」に基づくものであること。ただし、橋梁(橋長15m以上のものに限る。)にあっては平成29 年度以降の措置とし、橋梁(橋長15m未満のものに限る。)、トンネル及び大型の構造物(横断歩道橋、門型標識、シェッド等)にあっては平成33 年度以降の措置とする。

# 平成26年度の判定区分Ⅳの構造物リストの今後の予定(岐阜県)

○ 平成26年度の判定区分IVの施設は5施設あり、5施設全て通行止めを実施。1橋は架け替え済み。1橋は架け替え予定。3橋は認定廃止をして来年度までに撤去予定(内1橋は今年度撤去済み)。

## <判定区分Ⅳのリスト>

※予算措置状況等によって今後変わりうる

○橋梁

| 管理者         | 施設名          | 路線名    | 建設年        | 損傷の具体的内容    | 現在の状況                                   |
|-------------|--------------|--------|------------|-------------|-----------------------------------------|
| 岐阜県<br>下呂市  | 東上田8号<br>1号橋 | 東上田8号線 | 1970<br>年代 | 木橋の腐食       | H27.11掛け替え完了                            |
| 岐阜県<br>揖斐川町 | 折本橋          | 春日折本線  | 1961       | 主桁、下部工の断面欠損 | 歩道橋として架替<br>計画を平成31年度までに<br>作成予定        |
| 岐阜県川辺町      | 別所橋          | 口神坂線   | 1960<br>年代 | 橋脚の破損       | 撤去済み(H27)<br>(平成27年6月19日認定<br>廃止を議決)    |
| 岐阜県<br>川辺町  | 高野橋          | 竹之腰線   | 1970<br>年代 | 木製主桁の腐食     | 撤去の予定(H28予定)<br>(平成27年6月19日認定<br>廃止を議決) |
| 岐阜県<br>川辺町  | 箕打洞橋         | 寺前線    | 1970<br>年代 | 主桁、橋脚のひび割れ  | 撤去の予定(H28予定)<br>(平成27年6月19日認定<br>廃止を議決) |

### Oトンネル・道路附属物等

| 管理者 | 施設名  | 路線名 | 建設年 | 損傷の具体的内容 | 今後の予定 |
|-----|------|-----|-----|----------|-------|
|     | 該当無し |     |     |          |       |
|     |      |     |     |          |       |

|               | 区分     | 状態                                             |
|---------------|--------|------------------------------------------------|
| Ι             | 健全     | 構造物の機能に支障が生じていない状態                             |
| П             | 予防保全段階 | 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ず<br>ることが望ましい状態 |
| ${\mathbb I}$ | 早期措置段階 | 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態               |
| IV            | 緊急措置段階 | 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態    |